

消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会（第3回）議事要旨

日 時；平成22年月3日（金）13時30分から16時30分

場 所；砂防会館 別館3階 六甲

出席者；（順不同、敬称略）

座長：若月 薫	消防大学校消防研究センター
委員：笠井 一治	ミドリ安全株式会社
可知 基	恵那市消防本部
加藤 雅広	東京消防庁
鴻田 秀雄	川崎市消防局
後藤 恭助	財団法人日本防災協会
小林寿太郎	小林防火服株式会社
斉藤 昭一	福井市消防局
新藤 純治	さいたま市消防局
田村 照子	文化女子大学
中西 勲	社団法人日本ヘルメット工業会
藤山 雅美	株式会社赤尾
三橋 卓也	財団法人日本化学繊維検査協会
坂田 英雄	共成株式会社
大庭 誠司	消防庁消防・救急課
オブザーバー：加賀谷敦己	全国消防長会
松本 充弘	全国消防長会
鹿島 正喜	東京消防庁
小川 孝裕	財団法人日本防災協会

議 題；1 前回検討会の課題

ガイドラインの位置付けについて

2 防火服のガイドライン案について

(1) 防火服のガイドラインのまとめ

(2) 報告書案について

3 防火手袋について

(1) 防火手袋の現状について

(2) 防火手袋の ISO 規格について

(3) 防火手袋の試験方法について

(4) 東京消防庁の防火手袋の仕様について

(5) 防火手袋のガイドライン案について

4 その他

議 事

1 前回検討会の課題

ガイドラインの位置付けについて

【委員意見等】

○ガイドラインは最長５年で見直すこととなったが、このことが抜けているのではないかと。

→５年間で定期的な見直しを行っていくこと及びガイドラインの改正の手順を報告書に明記する。

○検討委員会で検討している防火服は上下式であるが、服制基準は上着のみを定めているため、服制基準の変更が必要ではないかと。

→ガイドラインと服制基準の告示とは齟齬が生じているが、整合性について考えたい。

【結果】

○ガイドラインの位置づけは、事務局案のとおり国からの通知とすることで承認された。

２ 防火服のガイドライン案について

【委員意見等】

○快適性能について、熱の断熱力というものは、人体の方が外気温より温度が高い場合は、熱放熱により非常に有効であるが、逆に外気温が人体より高い場合は、熱が防火服を通して入ってくるので、注意が必要である。

○ガイドライン案の快適性能の数値と、報告書案の快適性能の数値の記載方法が矛盾しているため整合性を図ること。

○ガイドライン案の運動性能（生地重量）のなかのズボン重量を１平方メートルあたり５５０グラムとしたのは、活動服のズボンとの併用を前提としたものか。

→防火単体で耐熱性能試験をクリアするのが望ましいが、防火服のズボンについては、日本防火協会基準において、消防本部との協議の結果、活動服のズボンを含めて耐熱性能試験を合格することも可能とされていることから、運動性能についてもその考え方を踏襲している。

○生地の引張り強さは、織地と編地で、それぞれ異なる数値となっているのに、シーム強度については、織地と編地に関わらず２２５ニュートン以上としているのは。

○現在検討中の ISO 11613 の改正案で、織地と編地に関係なく２２５ニュートンとなっているためそのように定めた。

【結果】

○快適性能に関することは、報告書案の第４章「活動時の熱環境及び身体的負荷」で詳しく記載することとする。

○防火服のガイドライン案については、事務局提案のとおり承認された。

２ 防火手袋について

(1) 防火手袋の現状について

【委員意見等】

質疑なし。

(2) 防火手袋の ISO 規格について

【委員意見等】

質疑なし。

(3) 防火手袋の試験方法について

【委員意見等】

質疑なし。

(4) 東京消防庁の防火手袋の仕様について

【委員意見等】

質疑なし。

(5) 防火手袋のガイドライン案について

【委員意見等】

- 手袋についても、防火服と同様の耐熱性、耐炎性能が必要であり、切創や挟み込みの危険性などを考慮した素材が望ましい。
- 日本の消防活動は、指先を使った細かい作業を行うことから、消防隊員の安全性の確保と手袋装着時の操作性の確保が両立するような手袋が望ましい。
- 手先、指先が自由に動く機能性のある手袋が求められている。
- 濡れた中で活動をすることから、滑り止めの機能が必要。また、防水性なども必要とされる。
- 手袋に耐水性を持たせることにより操作性が悪くなることから、耐水性は地域特性を含めた上、任意試験でよい。
- 耐薬品性及び耐血液暴露に対する対策が必要である。
- 手袋の撥水性能について検討が必要ではないか。
- 消火活動中に高温の物を掴むことがあるなら、手袋の断熱性を高めておく必要があるのではないかな。
- 人間は、熱い物に触れると反射的に手を放すということで対応出来る。
- 防火服に求められる性能と手袋に求められる性能に違いがある部分は、評価目的・試験概要等に何らかの説明が必要ではないか。

【結果】

- 防火手袋のガイドラインの考え方及びガイドライン案の方向性については、事務局案のとおり承認された。
- 防火の手袋ガイドライン案は、次回の検討会においても引き続き検討することとする。

4 その他

○防火装備に関する事故事例があれば、情報提供をお願いしたい。

○今後のスケジュール 第4回検討会は10月20日に開催予定